町田市宅地開発事業に関する条例及び町田市市街化調整区域における適正な土 地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市宅地開発事業に関する条例及び町田市市街化調整区域における適正な土 地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例

(町田市宅地開発事業に関する条例の一部改正)

第1条 町田市宅地開発事業に関する条例(平成16年6月町田市条例第40号)の 一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(計画等への適合)	(計画等への適合)
第3条 略	第3条 略
2 事業者は、宅地開発事業が次に掲げる計画 等に適合するよう配慮しなければならない。	2 事業者は、宅地開発事業が次に掲げる計画 等に適合するよう配慮しなければならない。
(1)略	(1) 略
(2) 事業区域において町田市住みよい街づく り条例(令和3年12月町田市条例第40 号)第8条に規定するまちビジョンその他 の街づくりに関する計画等が定められてい る場合にあっては、その計画等 (適用除外) 第25条 略	(2) 事業区域において町田市住みよい街づく り条例(平成15年12月町田市条例第4 9号)に基づく地区街づくりプランその他 の街づくりに関する計画等が定められてい る場合にあっては、その計画等 (適用除外) 第25条 略
	2 第5条並びに第7条第2項及び第3項の規定は、宅地開発事業が町田市住みよい街づくり条例第24条に規定する早期周知による街づくりの対象となる開発等に該当するときは、適用しない。この場合において、同条例第25条第2項の規定により標識を設置したときは、第5条第1項の標識を設置したものとみなす。

(町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例の一部改正) 第2条 町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例(平成2 1年6月町田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前

(計画等への適合)

- 第7条 特定土地利用行為は、次に掲げる計画 等に適合するよう配慮されなければならな い。
- (1) (2) 略
- (3) 町田市住みよい街づくり条例(<u>令和3年</u> 12月町田市条例第40号)第8条に規定 するまちビジョン その他の街づくりに関す る計画等

(適用除外)

第26条 略

2 第12条の規定は、町田市宅地開発事業に 関する条例(平成16年6月町田市条例第4 0号)第5条第1項の規定により標識の設置 を行う事業者については、適用しない。

3 略

4 第14条の規定は、町田市宅地開発事業に 関する条例第7条第1項<u>又は</u>第2項の規定に より近隣住民等への説明を行う事業者につい ては、適用しない。 (計画等への適合)

- 第7条 特定土地利用行為は、次に掲げる計画 等に適合するよう配慮されなければならな い。
 - (1) (2) 略
 - (3) 町田市住みよい街づくり条例 (平成15 年12月町田市条例第49号) 第7条第1 項の地区街づくりプラン その他の街づくり に関する計画

(適用除外)

第26条 略

- 2 第12条の規定は、<u>町田市住みよい街づく</u> <u>り条例第25条第2項又は</u>町田市宅地開発事業に関する条例(平成16年6月町田市条例 第40号)第5条第1項の規定により標識の 設置を行う事業者については、適用しない。
- 3 略
- 4 第14条の規定は、<u>町田市住みよい街づく</u> り条例第26条の規定により説明会を開催す る事業者又は町田市宅地開発事業に関する条 例第7条第1項<u>若しくは</u>第2項の規定により 近隣住民等への説明を行う事業者について は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 町田市住みよい街づくり条例(令和3年12月町田市条例第40号)附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる開発等に該当する宅地開発事業については、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の町田市宅地開発事業に関する条例第25条第2項中「町田市住みよい街づくり条例第24条に規定する早期周知による街づくりの対象となる開発等」とあるのは「町田市住みよい街づくり条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる開発等」と、「同条例第25条第2項の規定により」とあるのは「当該開発等に係る」とする。

3 町田市住みよい街づくり条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる開発等に該当する特定土地利用行為を行う事業者については、なお従前の例による。この場合において、第2条の規定による改正前の町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例第26条第2項中「町田市住みよい街づくり条例第25条第2項」とあるのは「町田市住みよい街づくり条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる開発等に係る標識を設置する事業者」と、同条第4項中「町田市住みよい街づくり条例第26条の規定により」とあるのは「町田市住みよい街づくり条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる開発等に係る」とする。